

【事務事業調査】

事務事業名	家庭用生ごみ処理機器設置補助事業	予算科目 コード	会計 - 款 - 項 - 目 - 事業 001-04-01-03-005-02-01	
担当部課	住民生活部 環境課	担当 係長	リサイクル係 阿久津幽樹	事業の分類 既存事業

■事務事業の概要

	何をどのような方法で実施します(実施しました)か?	どのような成果が現れます(現れました)か?	
計画	H23 事後 評価	生ごみを資源として活用される町民の方を対象として、平成23年度は、生ごみ処理機の機械式が8基、コンポスト式が7基、合計15基を対象として助成しました。	生ごみのリサイクルを考えている町民の方が購入する家庭用生ごみ処理機器購入費の一部を助成することで、ごみの減量化と資源としての有効活用による循環型社会の構築に役立ちます。
	H25 事前 評価	生ごみを資源として活用される町民の方を対象として、家庭用生ごみ処理機器を購入した場合には、購入費の一部を助成してごみの排出を抑制していきます。	
実績			

■活動指標

指標	目標値	達成値	特記事項
補助基数	25基		補助基数 平成20年度 30基 (機17基) 平成21年度 11基 (機 9基) 平成22年度 18基 (機11基) 平成23年度 15基 (機8基) 平成24年度 上半期補助基数 8基 平成25年度

■事業費(計画)

【単位:千円】

細 節	金 額	積 算 根 拠
1 補助金	175	機械式 10,000円×15台=150,000円 コンポスト式 5,000円×10基×1/2=25,000円
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
	175	

■事業費(実績)

【単位:千円】

細 節	金 額	特 記 事 項
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
	0	

■事業経費

		計 画 【千円】	実 績 【千円】	特 記 事 項
予 算	当初予算額	175		
	補正予算額			
	流用額			
	予算現額			
決 算	決算額			
財 源	国庫支出金			
	県支出金			
	地方債			
	受益者負担金			
	その他の特定財源			
	計	0		
	差引(一般財源)	175		

■補助金等名:高根沢町家庭用生ごみ処理機器設置費補助

■補助事業者等:高根沢町

★自己評価基準

- (1)とてもよくあてはまる:5点
- (2)あてはまる:4点
- (3)どちらかというにあてはまる:3点
- (4)どちらかというにあてはまらない:1点
- (5)あてはまらない:0点

★総合評価基準

- (1)継続:総得点が35点以上
- (2)見直し:総得点が35点未満

等 交 付 基 準		自己評価	評価に関するコメント	
1	公益性	■受益が不特定多数の町民に広く及ぶものであり、特定の個人や団体のみが利益を受ける事業でない。	4	一般家庭から排出される生ごみは、市街地を中心に収集して全量を堆肥化していますが、生ごみを堆肥化しようとする一般町民が、家庭用の生ごみ処理機を購入する場合を対象としているため、公益性が高いといえます。
		■町全体に波及効果が期待できる。		
2	必要性	■地域経営計画に即し政策的に奨励する事業であり、町民のニーズに即している。	4	地域経営計画に基づく環境基本計画に即し、ごみの減量化やリサイクルの推進のため奨励している事業であり、循環型社会の構築に役立つものであり必要性は高いと考えています。
		■社会動向を展望し、先見性・発展性がある。	4	
3	公平性	■民間、NPO、ボランティア等、既存団体等の活動を阻害しない。	4	家庭用生ごみ処理機器の設置費補助は、民間、NPO、ボランティア等、既存団体等が取り組まない事業であり、補助は、町民全体を対象としているため公平性はあると考えています。
		■町民のサービス受益機会が均等である。	4	
4	効果性	■事業効果が明確かつ具体的である。	4	一般家庭が、生ごみを堆肥化しようとして購入する家庭用生ごみ処理機器に対する補助であるため、事業効果は明白であると考えます。予算は、補助要綱に規定されているため適正であるとみています。
		■予算の見積りが適正である。	4	
5	適格性	■実施体制が明確である。	5	実施体制は、補助要綱に規定されているため明確であると考えます。
		■自主・自立の傾向が明白で、将来計画がある。	1	
合 計 点 数		38		
総 合 評 価		継続		